

横浜市監査委員公表第13号

住民監査請求に係る監査結果の公表

(南本宿公園整備工事に伴う道路整備等に関するもの)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査を行ったので、監査結果を公表する。

平成17年10月4日

横浜市監査委員	一	杉	哲	也
同		須須木	永	一
同		田野井	一	雄
同		高橋		稔

第1 監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定しました。

本件請求には理由がないと認めます。ただし、別記のとおり意見を付します。

第2 請求の内容

1 請求人

(略)

2 請求書の提出日

平成17年8月5日

3 証拠の提出及び陳述の機会

地方自治法第242条第6項の規定に基づく請求人の証拠の提出及び陳述の機会に関しては、請求人から陳述を行わない旨の表明がされました。

4 請求の要旨

平成16年度一般会計歳出 南本宿公園一部整備工事（Ⅱ）

(南本宿公園の出入り口として私道を公道にするための工事)

(1) 欠陥工事が疑われる内容（A番宅地前の側溝）について

側溝工事終了後、L型側溝の上に3箇所水溜まりがあるのを確認。工事責任者は、現場合わせ（車庫や出入り口の高さに合わせた）の結果、傾斜高低差が約10mで5mmの落差になったという。

場所によっては水が逆流する所もあり、水溜まり箇所にはL型の目地に1センチほどの穴を4箇所開けて水を落としている。担当者は誤差の範囲内と説明するが、水が溜まり水が逆流することが果たして誤差の範囲内といえるのか。

(2) 公金の不当支出が疑われる内容について

ア 空洞ブロック積工（B番宅地の塀）について

平成17年3月の工事変更の差額425,710円は、B番宅地住民の強い要望により、工事に支障のない個人所有の古いブロック塀（一部スチールメッシュ）を新しく建て替えた金額である。それも前の物より数段も高く積み上げている。これは個人の財産を公金で作ったと同じである。

イ 階段周辺改修工（C番宅地の切り下げ）について

C番宅地の出入り口の段差は、工事により生じたものではない。私道という

ことで砂利や乗り入れブロックで段差をカバーしてきた。

最初は車庫の道路に面した部分を斜めに切り下げる設計が、住民の強い要望により車庫の全面切り下げ改修となった。その金額は70万円近くにもなると思われる。玄関先の門扉下の階段切り下げと合わせると729,800円となる。これも公金の不当支出といわざるをえない。

(3) 今後の公金支出が予測される工事（D番宅地の切り下げ）について

D番宅地の出入り口の一部切り下げについては、最初は住民も同意していたが、途中から今後二年間は手をつけることができないとのことで、乗り入れブロック、金額147,600円を作った。車の出入り時だけ設置することで合意した。

道路工事がすべて完了した後で、車庫の切り下げをしてほしいと態度を変えた。しかし、平成16年度工事は完了している。

環境創造局は、個人所有物の切り下げ工事費を平成17年度の公園整備予算から捻出しようとしている（7月21日測量実施）。これは本来の予算執行から外れており、その金額はL型側溝8枚前後の取替え、その補強、一部アスファルト舗装を含めると数十万円の費用がかかると思われる。確実に予測される公金の不当支出といわざるを得ない。切り下げ工事の中止もしくは応分の負担を求める。

(4) 市の財産となる公道としての工事完了検査について

設計書どおりに工事が行われているか確認していれば前記のような欠陥工事は発見できた。再度の厳格なる検査を求める。

(5) 措置請求について

欠陥工事の責任はどこにあるのか明確にし、今後このような事を起こさないことを表明すべきである。それが出来ない場合、関係職員に不当支出した公金の全額を横浜市に返還させることを求める。

第3 関係職員の陳述

1 関係職員の陳述の聴取

平成17年9月13日に環境創造局職員から陳述を聴取しました。

2 関係職員の陳述の要旨

(1) 欠陥工事が疑われている内容（A番宅地前の側溝）について

当初の設計図書の道路縦断図と、道路縦断しゅん工図とは異なっています。こ

の原因は、道路整備工事による宅地への支障が最小限となるように、現場にて調整して施工したことによります。

本工事は一般的な道路の新設工事とは異なり、既設の住宅が接する道路の工事であるため、道路整備による日常生活への影響が最小限となるように、極力現況にあわせた整備をする必要がありました。そのため、特にL型側溝の設置については、接する宅地との調整を重視し、極力段差などの支障が生じないよう配慮して整備しました。

具体的には、A番宅地は、道路に面している車庫の端から玄関口までが、ほぼ水平にできており、段差が生じないように、それに合わせてL型側溝を整備した結果、当初設計とは異なり、ほとんど水平に近い縦断勾配となりました。

コンクリート製品のL型側溝を水平に据え付ける作業は、非常に困難な作業であり、据え付け誤差が生じました。測量した結果では、A番宅地の前と向かい側のL型側溝に数箇所、側溝上に最大5mmの深さの水溜りが生じます。しかし、そのL型側溝に溜まる水は一時的かつ部分的であり、この車庫に対する出入りは、円滑に支障なく行うことができると考えています。

なお、L型側溝の目地に穴が4箇所開いておりますが、L型側溝の下にはU型側溝が一体的に敷設されていますので、排水の改善として実施したものです。

(2) 公金の不当支出が疑われている内容について

工事に起因する宅地への支障が生じた際は、当局が機能補償を行う必要があることがあげられます。本工事は、円滑な公園利用を促進するために、当局が主体となって公園進入路を整備したものであり、工事により隣接家屋への影響が生じた際の機能回復や原状復旧は、本工事で実施する必要がありました。

ア 空洞ブロック積工（B番宅地の塀）について

当初の設計においては、このブロック積は、工事による影響はないと考え、建て替えの予定はありませんでした。しかし、このブロック積には十分な基礎がなく、現場作業員が確かめたところ壁のぐらつきが認められました。

また、工事の過程でブロック積基礎付近を深く掘ることになるため、作業中に転倒し事故につながる可能性がありました。そこで、工事上の安全確保を図るために、ブロック積を取り壊して工事を実施し、その原状復旧として建て替えたものです。

既設のブロック積の原状復旧の内容に関しては、この宅地の居住者から、公道化に伴い想定される通行人の増加に対するプライバシーの確保のために、塀を一段分高くするよう要望を受けました。原状復旧は同等の構造物を設置することが原則であることを前提に居住者と話し合い、一部の区間について復旧は行わず延長を短くすることで検討することになりました。

試算を行い、一段分を追加しても同等の経費で実施できる範囲として整備したものです。建て替えを実施するための経費については、平成17年3月と4月に設計変更で対応しました。

なお、ブロック塀の塗装や笠石など現況の装飾は、工事終了後、居住者が自費で施工したものです。

イ 階段周辺改修工（C番宅地の切り下げ）について

既存の駐車場は、すでに全体が5%程度の勾配があったため、段差解消を狭い範囲で行うと、駐車中の車がサイドブレーキが甘いことで飛び出すなど事故の危険性を高めてしまう可能性があり、車庫の奥から全面的に当初と同程度の勾配で切り下げる改修が必要となりました。

玄関先の段差についても、これまでは私道上の乗り上げブロックを用いて階段状にすることにより段差解消を図っていたものですが、公道上にブロックを置くことができないことから、車庫と同様に宅地内で段差を解消する必要性が生じたため、機能補償として階段状に切り下げたものです。

切り下げに当たっては、既存の舗装と同等のタイルにより復旧しました。

(3) 今後の公金支出が予測される工事（D番宅地の切り下げ）について

この出入り口については、他と同様に道路工事による機能補償として、宅地内の切り下げ工事を予定しておりました。ところが、居住者との施工直前の協議によって、残念ながら宅地内の工事が許可されませんでした。しかし、居住者は車庫としての利用を放棄していないため、機能確保の必要がありました。

当該事業は、市民から早期の公道整備完了が求められており、そのために道路工事も早期に完了させる必要があったため、宅内工事の許可が得られるまで、道路整備後も暫定的な措置は致し方ないと判断し、暫定的に乗り入れブロックを設置しました。

しかし、工事完了の直前になって、宅内工事の許可が得られたので、本来的な

機能補償である切り下げ工事を実施し、道路管理者に支障のない公道として引き継ぐ予定としています。

(4) 市の財産となる公道としての工事完了検査について

環境創造局の検査は、施工が適切に行われ目的物が施工者から引き渡しを受けるに値するかを確認するものです。検査基準にしたがい検査は進められています。

また、検査は工事を直接施工しない専門の部署が担当して行っています。検査では書類検査と実地検査を行い、整備の趣旨で説明した観点から目的にかなったものであることを確認しています。

なお、本工事の道路局の検査は、公道移管にあたって道路利用や道路の維持管理上問題がないかを確認するものです。現場を検査し、D番宅地の暫定的な乗り入れブロックが実際の引き継ぎ手続き完了時まで撤去されることを前提に、問題のないものであることを確認しています。

第4 監査対象事項の決定

南本宿公園一部整備工事に関し、

- ① A番宅地前の側溝工事が欠陥工事であって、これに係る工事完了検査も適切でないといったことから、工事費の支出が違法又は不当な公金の支出に当たるか、
- ② B番宅地の塀の空洞ブロック積工は公金を用いて個人の財産を公金で作るものであるといったことから、工事の支出が違法又は不当な公金の支出に当たるか、
- ③ C番宅地の階段周辺改修工は、道路工事により必要になったものではないといったことから、工事費の支出が違法又は不当な公金の支出に当たるか、
- ④ D番宅地の切り下げは本来の予算執行ではないといったことから、違法又は不当な公金の支出が予測されるか、を監査対象としました。

第5 事実関係の確認

監査対象事項に関し、次のような事実関係を認めました。

1 整備の趣旨

南本宿公園は、市街化区域に残された山林等を有する自然重視型の地区公園として、平成元年に部分公開されています。本件請求で問題となっている道路工事等は、残る公園区域の整備に伴い、公園西側の公園利用者の通路を確保する目的で、隣接

する私道について、公道化のための整備を行ったものです。また、本件の道路は、駅への近道としても多くの市民により利用されています。

工事の執行としては、平成16年度の南本宿公園整備として、公園の拡張部分の整備に本件の道路整備等も含めた工事として、請負金額31,815,000円として平成16年9月21日に契約が締結されたものですが、工期延長や設計変更を経たため、完成は平成17年5月13日、全体の最終的な請負金額は37,327,500円となっています。

2 道路整備について

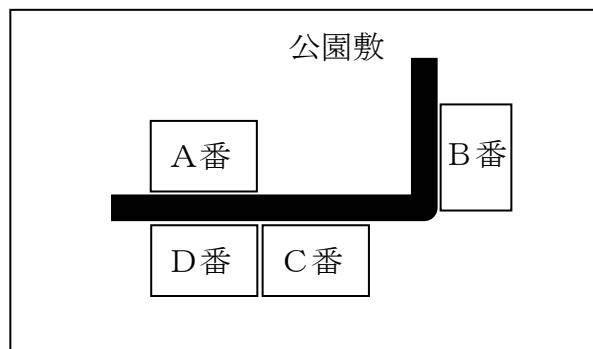
(1) 整備概要

環境創造局（平成16年度当時は緑政局）により、公園から公道までの間の延長約112mの私道および公園敷きを一部拡幅し、幅員4m～4.5mの道路が平成16年9月22日から平成17年5月13日までの間に整備されています。

整備前の私道は砂利敷きの箇所がありましたが、整備により、路面排水用にL型側溝を両脇に整備し、道路の中心線から側溝に向けて勾配をつけたアスファルト舗装の道路となっています。

(2) L型側溝上の水溜まりの状況について

位置概略図



A番宅地前とD番宅地前のL型側溝において、数箇所、降雨後に一時的に水が溜まる状況となっています。しゅん工後に環境創造局が行った実測によると、該当の箇所では、側溝がほぼ水平、または一部で数mm程度落ちこんでいることが見受けられます。現在、A番宅地前の水溜まり箇所については、L型側溝の目地に直径1cmの穴を開け、下のU型側溝に水が落ちるようになっています。

3 隣接宅地の機能補償について

機能補償とは、公共事業に伴う損失補償の一種として、従前の機能が失われる施設等に対する機能回復のことを指します。本件監査の対象となっている機能補償は、

いずれも市が工事を執行することによる補償工事がなされています。

(1) B番宅地の塀の空洞ブロック積工

既存のブロック積及びネットフェンスによる塀を、ブロック積の塀に建て替えています。

既存：基礎延長17.8m、面積27.9㎡（ブロック積21.5㎡、ネットフェンス6.4㎡）

新設：基礎延長14.4m、面積25.8㎡（ブロック積）

(2) C番宅地の切り下げ（階段周辺改修工）

車庫（面積約35㎡）については、従前の土間コンクリート等を撤去した上で、奥側は約200mm、手前側は約150mm切り下げる形で再度土間コンクリートを敷設し、側溝の縁石天端と高さを合わせています。

玄関前の出入り口（横幅1,410mm）については、従前タイル張り舗装であったところを階段状に切り下げ、再度タイル張りで仕上げています。これにより、側溝縁石の天端から段差130mmずつ、二段の階段となっています。

(3) D番宅地車庫の切り下げ

D番宅地については、切り下げはいまだ実施されていませんが、すでに切り下げのための設計は行われています。

現在、D番宅地の車庫前には本件工事において製作された乗り入れブロック（全体の横幅4.4m、全体の奥行き80cm（道路上の部分は70cm）、高さ約25cm）が設置されています。

第6 監査委員の判断

以上を踏まえ、次のように判断しました。

1 A番宅地前のL型側溝の水溜まりについて

本件の道路整備については、既存の私道に隣接する宅地の高さがまちまちであった中で、隣接宅地内への影響が最小限になるよう配慮して行われた事情が見受けられ、そのような点では、通常の道路整備よりも様々な制約がある中での整備であったと思われます。

当初の設計においては、適度な勾配をつけてL型側溝を設置するよう意図されていたことが見受けられるものの、前記のような様々な制約の中では、A番宅地前及

びD番宅地前の地点でL型側溝部分に取り得た縦断勾配は、現実的にはごくわずかなものに過ぎなかったと考えられ、実際の施工において適切な勾配をつけられなかったこともやむを得ないと考えられます。

また、道路整備の本来的な目的は、通行の安全であるといえます。そのような目的からすると、降雨後、相当の期間L型側溝上に水が滞留するといった場合ならばともかく、一時的にL型側溝の一部に水溜まりが現れるということが、工事費支出が違法不当となるような欠陥とまでは考えられません。

なお、適切な勾配をつけられなかったことはやむを得ないとしても、それに応じた新たな対策として、L型側溝の目地に穴を開けてしまうといったことが、公共事業の姿として望ましいものとは思われません。ただし、そのような新たな対策の適否自体は、本件の工事に係る支出の違法不当性に直接結びつくものではないといえます。

2 B番宅地の塀の空洞ブロック積工について

(1) 工事実施について

本件のブロック塀については、当初設計では機能補償を予定しておらず、道路整備を進める中で追加されたものです。これについては、側溝設置に先立ってブロック塀を調べた結果ぐらつきがあり、ブロック塀の取壊しなしに施工した場合には、ブロック塀の基礎付近の掘削により塀が倒壊する危険があったとのことであり、特にこれに反するような事実も見受けられませんでした。

そのような危険があるとすれば、機能補償として許容されると考えられますので、本件の空洞ブロック積工に関し、工事費の支出が違法又は不当であるということとはできません。

(2) 工事範囲について

建替え後の塀については、高さは従前よりも高くなっているものの、長さは従前よりも短くなっており、また、工事経費としても、従前のブロック積及びネットフェンスを復元した場合よりも低額であったことが見受けられますので、全体としては機能補償の範囲を逸脱するものではないと判断します。

3 C番宅地の切り下げ（階段周辺改修工）について

C番宅地内の工事については、出入り口（玄関先及び車庫）の段差が従来からあったという点は請求人の指摘するとおりです。しかし、従来は私道であることから

乗り入れブロックにより段差解消していたものが、公道移管後は乗り入れブロックの設置は許されないため、道路整備の原因者として市が切り下げ工事費を負担したとの事情が見受けられ、そのような機能補償の趣旨自体は特に不適切なものではありません。

また、工事内容についても、道路と車庫との段差が相当あるため、仮に出入り口付近のみ切り下げた場合には車の飛び出し等の危険があり、車庫全体の傾斜をならしたとの事情は、機能補償としてやむを得ないものであったと判断します。

4 D番宅地の予測される切り下げについて

D番宅地の車庫の切り下げについては、すでに設計が実施されていますので、今後の工事費の支出についても当然に予測されることです。

本件については、切り下げのみを取り出してみるならば、事情は前項と同じであり、機能補償として市の負担により実施すること自体はやむを得ないと考えられます。そのため、本件については、切り下げの可否が問題となるのではなく、先行して行われた乗り入れブロック設置の判断の適切性が問題となるといえます。

まず、平成16年度整備における該当部分の着手時の事情として、本件の宅地の所有者から、二年ほどの間は機能補償としての切り下げを認めない旨の意向が示されたことが見受けられます。所有者の意向に反して宅地内の工事を行うことは通常できませんので、平成16年度整備において本件の切り下げを除外したことはやむを得ないと考えられます。なお、ここで、必要な機能補償の時期について合意が整わないならば、そもそも道路整備自体を遅らせるべきではなかったかとの疑問も生じます。しかし、道路整備自体は、従来から地域住民により要望・陳情がなされており、通行者の安全や利便のため早期に整備する必要があったことが見受けられますので、先行して道路整備を実施したこと自体は不適切とはいえないと判断します。

次に、道路整備を先行するとなると、整備にあたっての前述のような様々な制約から、D番宅地の出入り口と道路との間には相当大きな段差（25cm程度）が生じます。これに応じて市は乗り入れブロックを設置したのですが、このような乗り入れブロックは将来道路敷地の寄付を受けて公道とする際には当然に撤去しなければならないものであり、また、当面は切り下げができない理由というのも、宅地所有者の個人的な意向によるものであり、合理的な理由とは思われません。その点では、乗り入れブロックを市費により設置したことについて、全く疑問がないわけではあ

りません。

しかし、本件については、整備の過程において原因者である市がやむを得ず一時的な仮設物を設置しているということが出来ます。そのため、乗り入れブロック設置費に関しては、自主的な負担の申し出が得られたというならばともかく、市がD番宅地所有者に対して一方的に負担を請求する権利を有するとは考えられません。そのため、乗り入れブロック設置費に係る市の支出もやむを得ないものであり、違法又は不当な支出ということとはできないと判断します。

なお、結局は、当初表明されていた期間を経ることなく、切り下げ工事实施の同意が得られたとのことですが、そのような後日の事情変更によって、さかのぼって市の支出が違法又は不当となるものではありません。また、請求のうち、平成17年度予算により切り下げ工事を執行することを違法とする部分もありますが、毎年度の予算の執行は所要の手続きを経れば可能ですので、この点については、特段の違法理由を見出せません。

5 結論

以上のとおり、いずれも違法又は不当な支出ということとはできませんので、損害賠償請求ほかの措置を要するとは認められず、また、今後予測される工事の差し止め等の措置を要するとも認められませんので、請求人の主張には理由がないと判断しました。

ただし、本件の監査を行った中で、環境創造局の事務執行において今後留意すべきと思われる点が見受けられましたので、次のとおり意見を付します。

意見

本件の監査の対象となった整備工事においては、工事に起因する宅地への支障が生じた際に行う場合の機能補償に関し、補償の内容や手続について具体的に定めた基準がないまま行われていた。

第三者に対する補償については、内容の公平性や手続の透明性を確保し、また、後日の紛争を予防するため、具体的な基準が必要と思われるので、今後策定に努められたい。

(本文中、個人の宅地の地番を省略しました。)

参 考（監査請求書）

平成16年度 一般会計歳出 9款4項4目

工事名 南本宿公園一部整備工事（Ⅱ）（南本宿公園の出入り口として私道を公道にするための工事）

工事場所 旭区南本宿町（略）ほか

工事期間 契約日 平成16年9月21日から（着手期限 平成16年9月28日）

完成期限 平成17年3月15日まで

（一）欠陥工事と疑われる内容について

側溝工事終了後、L型の上に3ヶ所水溜まりがあるのを確認。工事関係者及び緑事業課の担当者に連絡。工事責任者は現場合わせ（車庫や出入り口の高さに合わせて）の結果、傾斜高低差が約10米で5ミリの落差になったという。

場所によっては水が逆流する所もあり、水溜まり箇所にはL型の目地に1センチほどの穴を4箇所開けて水を落としている。担当者は誤差の範囲内と説明するが、水が溜まり水が逆流することが果たして誤差の範囲内といえるのか。

工事完成後は、道路（側溝を含む）の高低差を測量していないので実際の差は不明である。設計書通り施行されているか、高低差を測量をして結果を開示してほしい。

（二）公金が不当に支出されたと疑われる内容について

1、空洞ブロック積工

当初の工事金額は1,037,035円。これは、（番地略）（名称略）荘と、（番地略）宅地の空洞ブロックが古く工事に耐えられないとのことで、取り壊し新しい物に作り変える費用である。

平成17年3月の工事変更で工事金額が1,554,230円となり、同年4月の変更で1,462,745円となる。差額425,710円は、（番知略）住民の強い要望により、工事に支障のない個人所有物の古いブロック塀（一部スチールメッシュ）を新しく建て替えた金額である。それも前の物より数段も高く積み上げている。（写真参照）これは個人の財産（所有物）を公金で作ったと同じである。

2、階段周辺改修工

（番地略）、（番地略）の出入り口（車庫を含む）の段差は、工事により生じたものではない。家屋の建て替え時に既存の私道の高さに合わせて作るのが普通であるが、私道ということで砂利や乗り入れブロックで段差をカバーしてきたのが現実です。（写真参照）

最初の計画では、車庫の道路に面した部分を斜めに切り下げる設計が、ここでも住民の強い要望により、車庫の全面切り下げ改修となった。その金額は700,000円近くにもなると思われる。それと、玄関先の門扉下の階段切り下げ（タイル張り）と合わせると729,800円となる。これも公金の不当支出と言わざるをえない。

（三）今後も公金が不当に支出されることが確実に予測される工事について

（番知略）の出入り口（車庫を含む）の一部切り下げについては、最初は住民も同意していたが、途中から（略）、災い起きるから今後二年間は手をつけることができないとのことで、乗り入れブロック、金額147,600円を作った。（青図及び別紙参照）道路局の検査時に公道になったときには、乗り入れブロックは撤去しなければならないと強く言われ、車の出入り時だけ設置することでしぶしぶ合意した。

しかし、道路工事がすべて完了した後で、乗り入れブロックはいらない、車庫の切り下げをしてほしいと態度を変えた。しかし、平成16年度工事は全て完了している。

(公文書、道維第10号 平成17年5月10日付別紙参照)

環境創造局緑事業課では個人所有車庫の切り下げ工事費を、平成17年度南本宿公園他数箇所の公園整備予算から捻出しようとしている。(緑事業課確認剤 7月21日測量実施)これは明らかに本来の予算執行から外れており、その金額はL型8枚前後の取替え(高さ10センチから出入り口用の5センチに)その補強、一部アスファルト舗装を含めると数十万円の費用がかかると思われる。これも確実に予測される公金の不当支出と言わざるをえない。公金による車庫切り下げ工事の中止もしくは応分の負担を求める。

(四)横浜市 of 財産となる公道としての工事完了検査は適正であったか

環境創造局、道路局の完了検査はどのような基準で行われたのか明確にしてほしい。外見で道路としての形状が保たれていればそれでよしとするのか。設計書通りに工事がおこなわれているか確認していれば前記のような欠陥工事は発見できたものと言わざるをえない。再度の厳格なる検査を求める。

横浜市職員に対する措置請求について

今、横浜市は中田宏市長を先頭に財政の立て直しに重点を置き、市民福祉・サービス等の削減を初めとし、あらゆる面に於て経費の削減に取り組んでいる。そのような時に一部住民のエゴや無理な要求を簡単に受け入れてしまう体質が残っているとすれば、ゆゆしきことだと思わざるをえない。車庫の切り下げやブロック塀にしても応分の負担を求めるべきではなかったのか。市民の貴重な税金だという認識を横浜市職員(担当者)は欠落しているのではないか。

今までも環境創造局緑事業課は、何かと理屈を付けて欠陥工事や、公金の不当支出を正当化しようとしてきた。

欠陥工事の主な要因は(番地略)の車庫と道路の差をいかに少なくするかにあった。そのために傾斜を少なくし、車庫や出入り口の高さに合わせたなどと言いつつしている。そして水溜まりや、逆流は誤差の範囲内で、設計書通り施行されているという。もしそうであるならば、設計そのものに問題はなかったのか、理解に苦しむ。

公金の不当支出については、公園整備費を個人所有のブロック塀や車庫の改修などに使うことは、工事をスムーズに進めるためにやむを得ない。他の現場でもこのようなことはしている。今後行われる(番地略)の車庫切り下げは公園整備と一体だなどと強弁を繰り返している。このような理屈で公金の不当支出が正当化されてしまうのだろうか。

欠陥工事の責任はどこにあるのか。施行業者か、それを管理監督する立場にある横浜市職員か、それとも設計業者か明確にすべきである。そして公金の不当な支出や、欠陥工事を素直に認め、今後このような不祥事を起こさないことを正式に表明すべきである。もしそれが出来ない場合、環境創造局及び、関係した担当職員に不当に支出した公金の全額を横浜市に返還することを求める。

(監査請求書の本文を、個人が特定されるおそれがある部分を略したほか、原文のまま掲載)

(事実証明書一覧)

- 1 緑政局「平成16年度南本宿公園の拡張整備のお知らせ」
- 2 本件道路の写真

- 3 現況図、道路計画平面図、道路縦断図
- 4 A番宅地前側溝の写真
- 5 B番宅地の塀に係る写真、内訳書、擁壁計画平面図、撤去計画平面図
- 6 C番宅地内の切り下げに係る写真、内訳書、撤去計画平面図、道路付帯構造図
- 7 D番宅地前の乗り入れブロックに係る写真、内訳書、道路付帯構造図
- 8 工事請負契約書、変更請書
- 9 道路局長名「道路設計協議に基づく道路工事完了検査願いについて（回答）」
- 10 道路計画平面図
- 11 出来形管理表